

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………一
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…一
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………(同)…一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)…一
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………(同)…四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…五
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)…六
- 保安林の皆伐面積の限度……………(産業労働局農林水産部森林課)…七
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(二件)……………(建設局道路管理部監察指導課)…八
- 指定講習機関の届出事項の変更届出……………三
- 認定教育実施者の届出事項の変更届出……………三
- 下水を排除及び処理すべき区域等……………三

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…六
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………(下水道局)…七
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(同)…七

東京都告示第百二十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年二月二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二条第一項第五号道路	平成二十七年一月六日	西東京市南町三丁目八百七十二番十五、同番二十九及び同番三十二の各一部	延長 三四・九七 幅員 四・三〇 四・五〇
----------------	------------	------------------------------------	-----------------------------

東京都告示第百二十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年二月二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の面積(単位平方メートル)
------------	-------	------------	----------------------

法第四十二条第一項第五号道路	平成二十七年一月十三日	西東京市保谷町六丁目千九百九十一番三及び同番二十の各一部	面積 一五・〇八
----------------	-------------	------------------------------	----------

東京都告示第百二十二号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十八条第一項の規定に基づき、(仮称)TG M芝浦プロジェクトについて、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京瓦斯株式会社

代表取締役社長 広瀬 道明

港区海岸一丁目五番二十号

三井不動産株式会社

代表取締役社長 菰田 正信

中央区日本橋室町二丁目一番一号

三菱地所株式会社

取締役社長 杉山 博孝

千代田区大手町一丁目六番一号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称) TGM芝浦プロジェクト

高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、港区芝浦三丁目の区域に、業務施設、商業施設、宿泊施設等を含む高層建築物等を建設するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、

風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成二十七年二月二日から同月十六日まで。ただし、

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階

ウ

東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

四階

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

本事業は、「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域(特定の地域)」における「高層建築物の新築」に該当するため、東京都環境影響評価条例施行規則第54条に定める環境影響評価の項目の中から、地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した項目について現状調査を行い、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測及び評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表(1)～(3)に示すとおりである。

表(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>《工事の施行中》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.056ppmであり、評価の指標とした環境基準(0.06ppm以下)を下回る。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は37.0%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.053mg/m³であり、評価の指標とした環境基準(0.10mg/m³以下)を下回る。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は11.4%である。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.041～0.042ppmであり、評価の指標とした環境基準(0.06ppm以下)を下回る。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は1.2～3.4%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.049mg/m³であり、評価の指標とした環境基準(0.10mg/m³以下)を下回る。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満～0.1%である。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.041ppmであり、評価の指標とした環境基準(0.06ppm以下)を下回る。また、関連車両の走行に伴う寄与率は0.2～0.4%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.049mg/m³であり、評価の指標とした環境基準(0.10mg/m³以下)を下回る。また、関連車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【地下駐車場の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.042ppmであり、評価の指標とした環境基準(0.06ppm以下)を下回る。また、地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.6%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.049mg/m³であり、評価の指標とした環境基準(0.10mg/m³以下)を下回る。また、地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.1%未満である。</p>

表(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染(つづき)	<p>【熱源施設の稼働に伴う二酸化窒素の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.042ppmであり、評価の指標とした環境基準(0.06ppm以下)を下回る。また、熱源施設の稼働に伴う寄与率は1.3%である。</p>
2. 騒音・振動	<p>《工事の施行中》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う騒音・振動】 建設機械稼働台数最大時(工事開始20ヶ月目)の敷地境界における建設作業騒音レベル(L₅₀)は、最大73dB(計画地北側敷地境界)、公共公益施設等に隣接する計画地東側において建設機械稼働台数が多くなる時期(工事開始29ヶ月目)の敷地境界における建設作業騒音レベル(L₅₀)は、最大73dB(計画地北側敷地境界)であり、評価の指標とした「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」という。)の勧告基準(80dB)を下回る。 建設機械稼働台数最大時(工事開始20ヶ月目)の敷地境界における建設作業振動レベル(L_{v0})は、最大66dB(計画地北側敷地境界)、公共公益施設等に隣接する計画地東側において建設機械稼働台数が多くなる時期(工事開始29ヶ月目)の敷地境界における建設作業振動レベル(L_{v0})は、最大65dB(計画地北側敷地境界)であり、評価の指標とした「環境確保条例」の勧告基準(70dB)を下回る。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う騒音・振動】 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル(L₅₀)は、昼間で66～70dBであり、すべての地点の昼間において、評価の指標とした環境基準(昼間65dB)を上回ることが予想されるが、現状の等価騒音レベルにおいて既に環境基準と同値であり、本事業における工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1～2dBである。 工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベル(L_{v0})は、昼間で55dB、夜間で45～47dBであり、すべての地点において、評価の指標とした「環境確保条例」の規制基準(昼間65dB、夜間60dB)を下回る。工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、1dB未満～7dBである。</p>
3. 日影	<p>《工事の完了後》</p> <p>計画建築物によって生じる1時間以上の日影は日影規制の対象区域外におさまり、日影規制の対象区域内には及ばない。 したがって、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める基準を満足すると考える。</p>
4. 電波障害	<p>《工事の完了後》</p> <p>地上デジタル放送の広域局の遮へい障害は南西方向に計画地境界から最大距離約40mの範囲に、県域局の遮へい障害は南西方向に計画地境界から最大距離約580mの範囲に、衛星放送の遮へい障害は、計画地北東から北東方向に計画地境界から最大距離約200mの範囲に生じると予想されるが、障害が発生した場合は、受信状況に応じて適切な対策を実施する。</p>

表(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5. 風環境	<p>《工事の完了後》 防風対策を考慮しない場合、計画建築物の建設後には領域B（低中層市街地相当）及び領域C（中高層市街地相当）の地点が増えるが、防風植栽等を適切に配置することにより、領域Cの地点はなくなり、すべての地点が領域A（住宅地相当）または領域Bにおさまる。なお、風環境として好ましくないと思われる領域Dは見られない。 したがって、工事の完了後の風環境は、計画地及びその周辺の街並みとして許容される風環境であると考える。</p>
6. 景観	<p>《工事の完了後》 【主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 工事の完了後、計画地には2棟の高層棟を中心とした商業・業務、宿泊施設を主な用途とする新築の建築物が存在し、運河に隣接する既存の芝浦公園には、水辺空間に配慮した憩いの場として、緑とオープンスペースを整備し、公共施設施設等に整備される都市計画公園（移設後の芝浦公園）と連続する緑豊かな地域の憩いの場の形成に寄与する。また、計画地内に整備する緑陰ゾーンは、歩いて楽しい歩行者のための緑化空間とする。 したがって、評価の指標とした「水と緑のネットワークを強化し、潤いのある景観形成を進める」「誰もが楽しく歩ける、賑わいや風格ある通りを創る」を満足すると考える。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 工事の完了後、計画建築物は、近景域では田町駅前前新たなランドマークとして認識され、中景域、遠景域では高層建築物群の構成要素の一つとして認識される。また、運河沿いの眺望地点においては、空や周囲の景色と馴染む透明感のある計画建築物とすることで、新たな都市景観の構成要素として、景観の形成に寄与するものと考える。 したがって、評価の指標とした「運河沿いの散策路や海辺の観光スポットを移動しながら景色の変化を楽しめる、印象的で魅力的な水辺景観を育む」を満足すると考える。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】 工事の完了後の計画地近傍における地域全体の形態率は、現況（24.6%～44.1%）と比較して、9.8～25.1%の増加となるが、高層建築物周囲の高木植栽等により圧迫感の軽減を図る。 したがって、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足すると考える。</p>

●東京都告示第百二十三号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第四十条第一項の規定に基づき、（仮称）イオンタウン羽村建設事業について、環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）の提出があったので、同条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二日

東京都知事 舛添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地

イオンタウン株式会社

代表取締役 大門 淳

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目五番地一

二 対象事業の名称及び種類

（仮称）イオンタウン羽村建設事業

自動車駐車場の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、羽村市神明台に位置する計画地において、商業施設の建設及び自動車駐車場の設置をするものである。

四 周知地域の範囲

- 羽村市 神明台一丁目、神明台二丁目、神明台三丁目、神明台四丁目、五ノ神一丁目、五ノ神二丁目、五ノ神三丁目、五ノ神四丁目、富士見平一丁目、富士見平二丁目、羽東一丁目、川崎一丁目及び川崎二丁目の区域
- 福生市 加美平一丁目、加美平二丁目及び加美平四丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、水循環、日影、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

平成二十七年二月二日から同月十二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 羽村市産業環境部環境保全課

羽村市緑ヶ丘五丁目二番地一

イ 福生市生活環境部環境課

福生市本町五番地

ウ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

四階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十七年二月二十三日

(四) 提出先

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

●東京都告示第二百二十四号

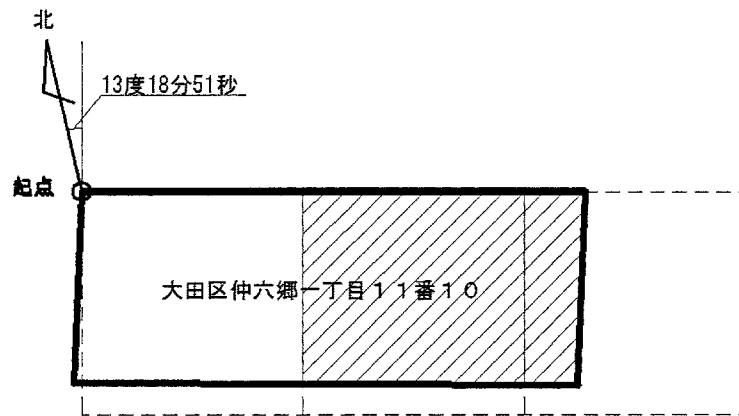
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十七年二月二日

東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区仲六郷一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



< 起点 >

起点は、大田区仲六郷一丁目11番10の最北端とする。

< 格子の回転角度 > 13度 18分 51秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

< 凡例 >

- : 敷地境界 (筆境界)
- - - : 単位区画
- ▨ : 形質変更時要届出区域

●東京都告示第百二十五号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千二百七十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり (大田区東糀谷五丁目地内)

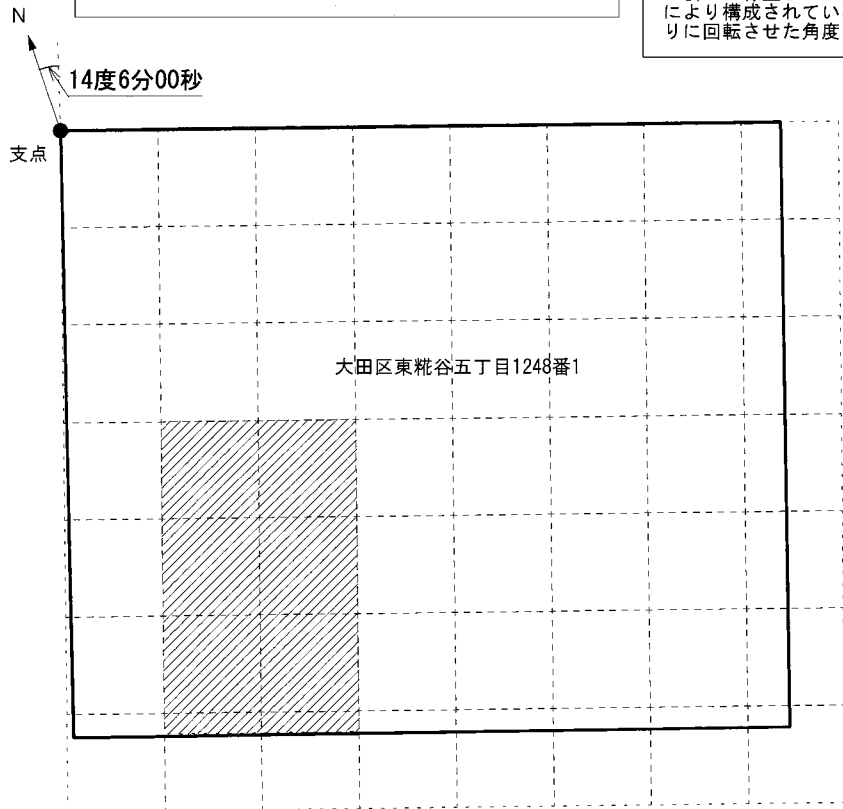
二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

〈支点〉
 支点は、大田区東糀谷五丁目1248番1の最北端とする。

〈格子の回転角度(14度6分00秒)〉
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



凡 例	
	調査対象地、筆境界
	単位区画
	指定を解除する区域

保安林の種類		単位	同一単位とされる区域	皆伐面積の限度(ヘクタール)
水源かん養保安林	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	六四二・三二	
	秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	二七九・一五	
	計	八王子市の区域	八二・四二	
土砂流出防備保安林	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	五一・二八	
	秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	一七・〇八	
	計	八王子市及び町田市の区域	一五・〇七	
	大島	神津島村の区域	〇・五〇	
	八丈島	八丈町の区域	八一・五四	
	計		一六五・四七	
干害防備保安林	秋川	西多摩郡檜原村の区域	〇・七八	

●東京都告示第百二十六号
 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四
 条の二第三項の規定により、平成二十七年年度に伐採するこ
 とができる保安林の皆伐面積の限度を、次のとおり公表す
 る。
 平成二十七年二月二日
 東京都知事 舩添 要一

保健保安林

大島	大島町の区域	一・八六
八丈島	八丈町の区域	〇・四〇
小笠原諸島	小笠原村の区域	八六・八八
計		八九・九二
多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	一六・三八
秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	一七・七〇
浅川	八王子市及び町田市の区域	一〇・五二
小笠原諸島	小笠原村の区域	一九六・〇〇
計		二四〇・六〇

●東京都告示第百二十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十七年二月二日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一(一) 路線名 国道四百十一号
- 一(二) 指定する区間 青梅市裏宿町八百七十五番一地先から同所八百六十七番地内まで
- 一(三) 指定の概要 別図表示①のとおり
- 二(一) 路線名 都道新宿青梅線
- 二(二) 指定する区間 青梅市滝ノ上町千二百六十三番一地内から同市裏宿町八百七十五番一地内まで

(三) 指定の概要 別図表示②のとおり

別図
電線共同溝を整備すべき道路の指定図

一般国道四百一十一号

都道新宿青梅線

青梅市滝ノ上町～裏宿町

一般国道

都道

市道

指定区間

① 一般国道四百一十一号

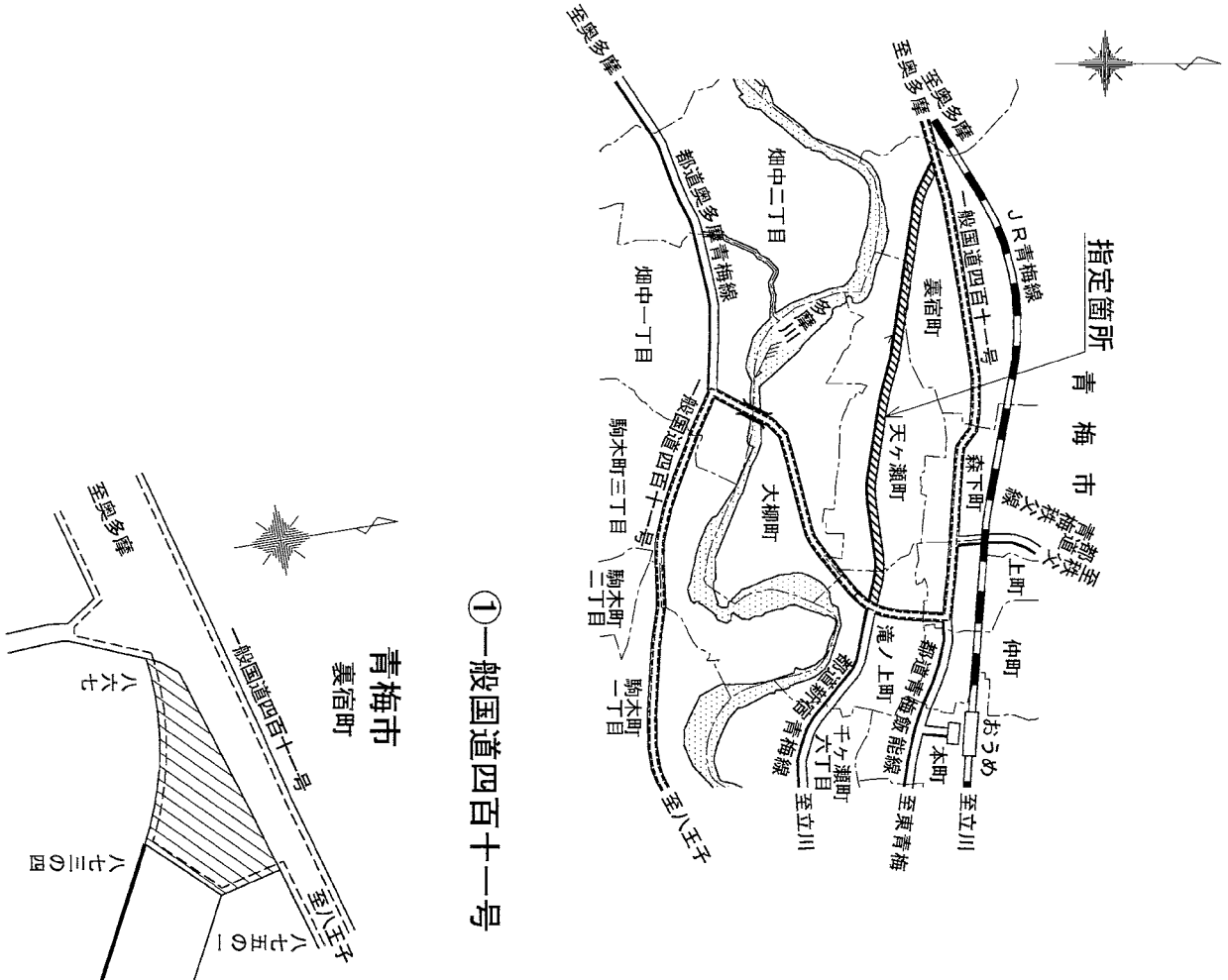
延長 五五・五八メートル

(電線共同溝予定名称 国道四百一十一号・四号)

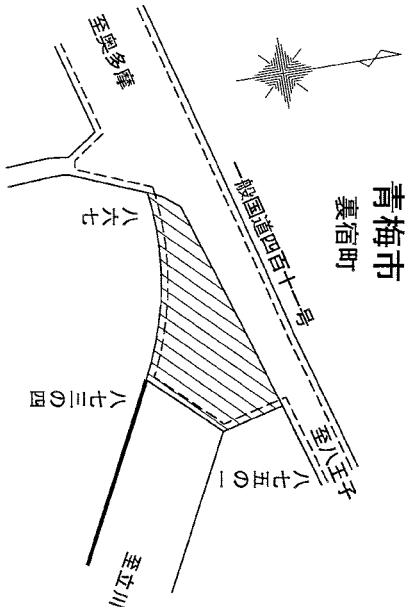
② 都道新宿青梅線

延長 一、一五四・四一メートル

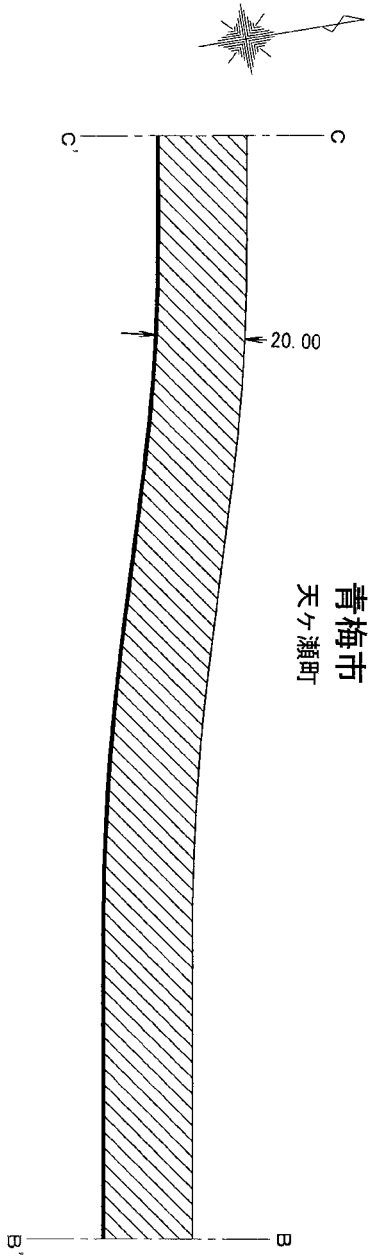
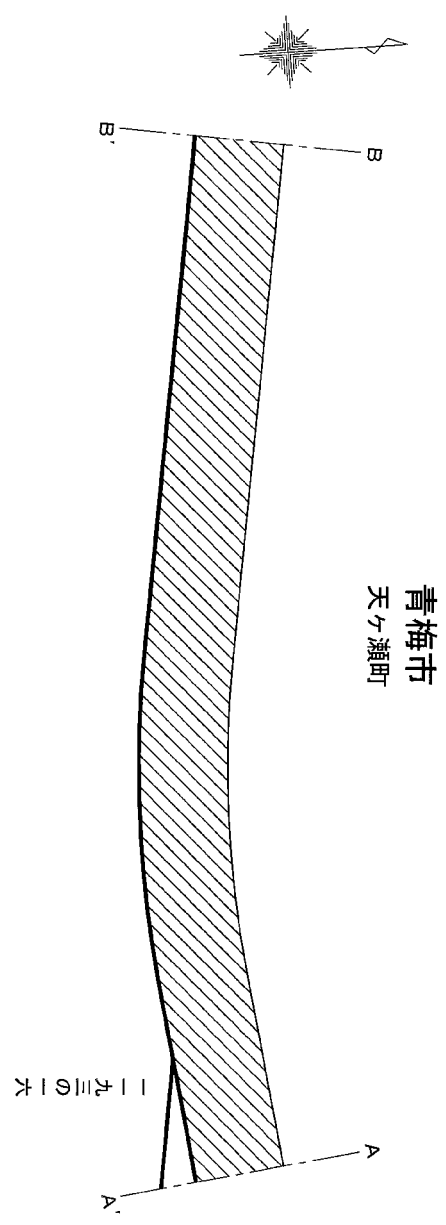
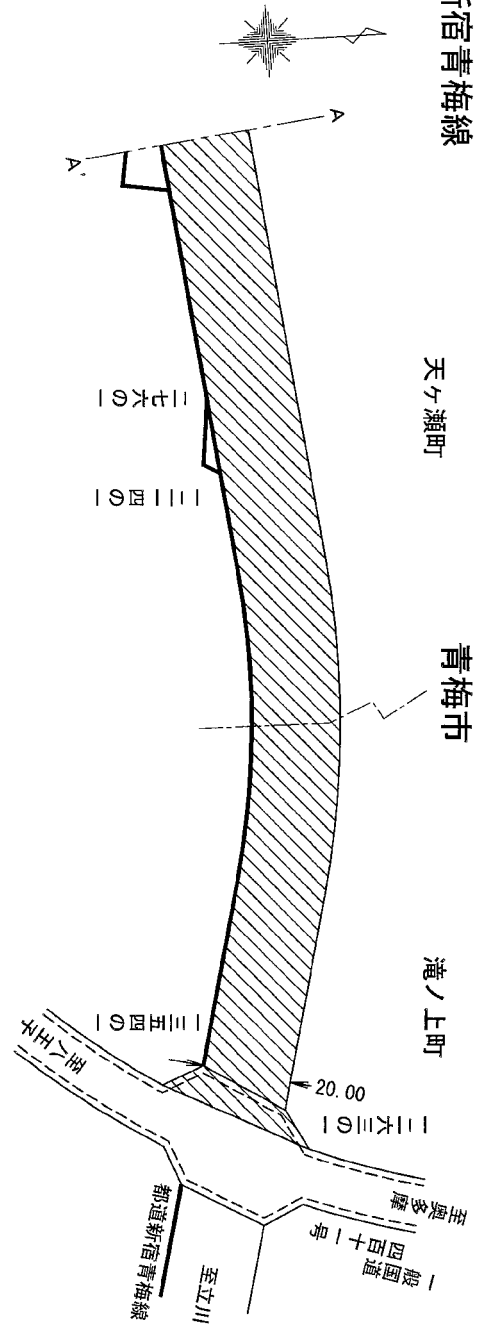
(電線共同溝予定名称 新宿青梅・三号)

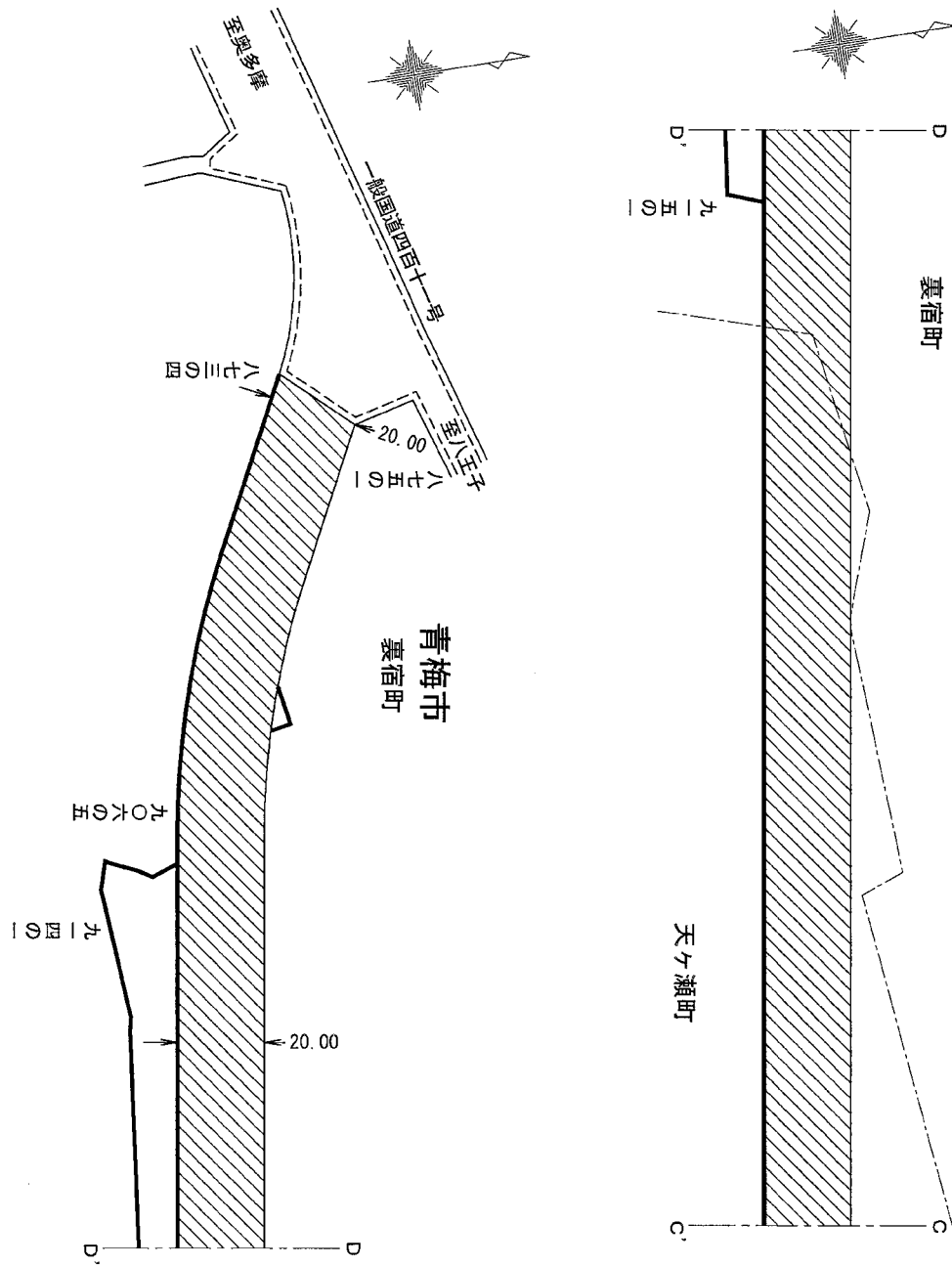


①—一般国道四百一十一号



②都道新宿青梅線





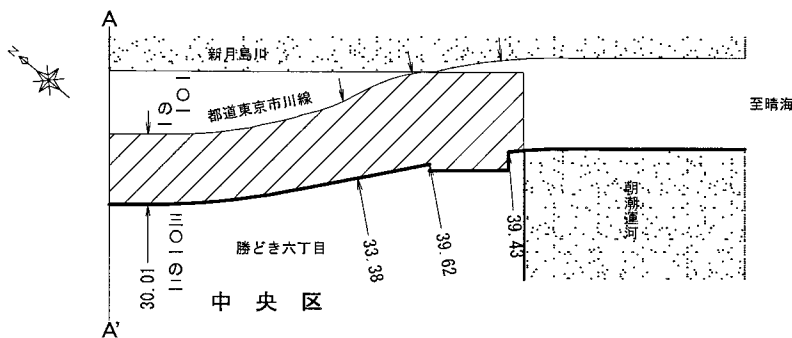
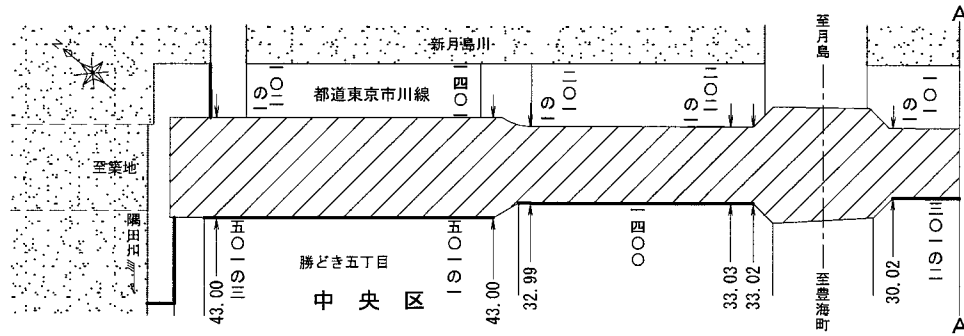
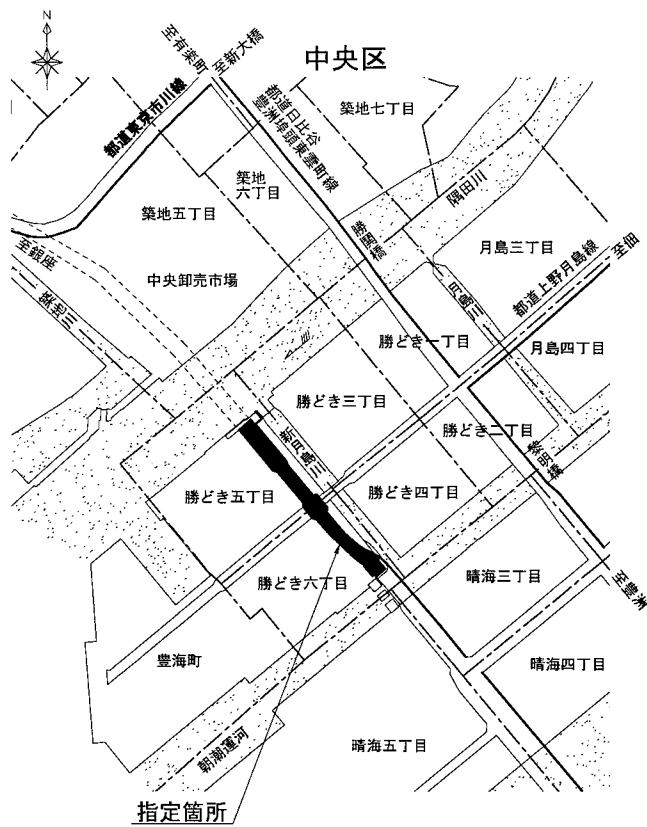
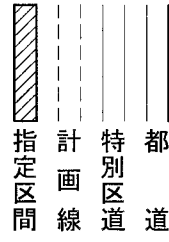
●東京都告示第百二十八号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道東京市川線

中央区勝どき五丁目～勝どき六丁目

延長 五一九・〇四メートル
 (電線共同溝予定名称 東京市川・四号)



備すべき道路を次のように指定する。
 平成二十七年二月二日
 東京都知事 外 添 要 一
 一 路線名 都道東京市川線

二 指定する区間 中央区勝どき五丁目五百一番三地先から同区勝どき六丁目三百一番二地先まで
 三 指定の概要 別図表示のとおり

告示(公)

●東京都公安委員会告示第31号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定により、次の指定講習機関から平成27年1月1日付けで名称の変更の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成27年2月2日

東京都公安委員会

委員長 仁田 陸 郎

記

変更届出があった指定講習機関	変更事項	新	旧
株式会社マジンオネット多摩多摩ドライビングスクール		株式会社マジンオネット多摩ドライビングスクール	株式会社マジンオネット多摩ドライビングスクール

●東京都公安委員会告示第32号

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定により、次の認定教育実施者から平成27年1月1日付けで名称の変更の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成27年2月2日

東京都公安委員会

委員長 仁田 陸 郎

記

変更届出があった認定教育実施者	変更事項	新	旧
株式会社マジンオネット多摩多摩ドライビングスクール		株式会社マジンオネット多摩ドライビングスクール	株式会社マジンオネット多摩ドライビングスクール

告示(下水)

●東京都下水道局告示第一号

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、東部第二下水道事務所内において一般縦覧に供する。

平成二十七年二月二日

東京都下水道局長 松田 芳和

- 一 供用及び処理開始年月日 平成二十七年二月十日
- 二 下水を排除及び処理すべき区域 別表のとおり
- 三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先
- 四 分流式又は合流式の別 分流式
- 五 終末処理場の位置及び名称 足立区中川五丁目一番一号 中川水再生センター

別表

区名 町名

街区符号又は地番 全部告示区域

公 告

葛飾区 東金町六丁 一番、二番及び五番 目

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年二月二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十二月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ダイバーシティワールド
- 三 代表者の氏名 三上 幸司
- 四 主たる事務所の所在地 東京都目黒区上目黒一丁目二十六番一―二四二二号 中目黒アトラスタワー
- 五 定款に記載された目的 この法人は、ダイバーシティの観点から、障がい者や高齢者、貧困・家庭問題等の理由から生活保護を受け十分に学問を享受できない子どもや若者たち、メンタルに

問題を抱える方、世界の貧困層の方たちが自立し、多様性をもって社会で自分らしく生きていくことができるようなソリューションを研究していき、そして様々な学習・雇用の機会やコミュニティの場を提供し、ダイバーシティブな世界を創造するべく、一つでも多くの社会問題の解決（「障がい者教育・雇用」「高齢者の再雇用」「高齢者の孤独死」「高自殺率問題」「メンタルヘルス問題」「グローバル人材育成」「地域活性化・雇用」「若者の就業力向上・ニート対策」・・・等）に取り組む団体である。

また当法人の理念の賛同いただいた企業に対し、CSRやソーシャルビジネスにおいてのコンサルティング、コーチングを行い、企業で働くビジネスマンにとつての働く意義、存在価値について見つめ直すきっかけづくりやモチベーション向上、メンタルヘルス問題の解決に寄与し、ダイバーシティブの概念を広めながら社会貢献活動を行っていくことを目的としている。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十二月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人フットルース
- 三 代表者の氏名
志子田 悦郎
- 四 主たる事務所の所在地
東京都大田区矢口一丁目五番四号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、障害のある者となない者の対等な関係をめざし、自ら選んだ地域で共に生きる社会の建設をめざす。そのため、介護や設備や様々な工夫を必要とする人とそれを支える人に対して地域で自立した生活をおくるための啓発と実習、ならびに支援事業を行い、さらに国際レベルの交換プログラムなどの障害のある者となない者の対等な関係に関する普及啓発事業等を行うことにより、あらゆる領域で人間の価値を障害のあるなしで判断したりされたりすることなく、障害のある者となない者が対等に向きあえる豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十二月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あつとランナー
- 三 代表者の氏名
鈴木 彰
- 四 主たる事務所の所在地
東京都世田谷区上馬一丁目十三番六一〇〇四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高度な指導技術を有する会員相互の協力により、ランニング・陸上競技に関する幅広い分野において、愛好者に対する各種サポート体制の拡充と、各種情報発信、ランニングに関連する事業・団体等の支援、それにあたるスタッフの養成等を行い、もって、公益の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十二月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人夢の地図
- 三 代表者の氏名
富田 徳昭
- 四 主たる事務所の所在地
東京都品川区大井三丁目二十七番十二号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、障害児、その家族が住みなれた地域で、安心して生活できるような地域社会の育成を目指すため、目の前の困っている人をみんなで見ることから支えてゆこうという精神で、地域住民参加型の支援事業を行い、これにより豊かな地域社会を創る活動に貢献してゆくことを目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十二月十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ウィーキャン世田谷
- 三 代表者の氏名
鈴木 知恵子
- 四 主たる事務所の所在地
東京都世田谷区用賀四丁目十三番十一号 日興パレス 用賀二〇一号室
- 五 定款に記載された目的

この法人は障害者総合支援法に基づく事業を行い、併せて障害者及び高齢者に対して、パソコン知識並びに技術の指導により、在宅を含めた就労等の機会向上を支援する事業を行い、もって、障害者及び高齢者の自立した社会参加に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年二月二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十二月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人雇用創生事業団
- 三 代表者の氏名
小笠原 浩之
- 四 主たる事務所の所在地
東京都千代田区永田町一丁目十一番四号 永田町パレスサイドビル二階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、すべての一般市民を対象に、心身ともに健康で健全な人生と日常生活を実現することをサポートし、それに必要な各世代・各界への啓もう活動を行う。

加えて、健康にして働く意欲を持ちながらも働く機会に恵まれない各層に対して就労及び収入を得るための雇用を創生することに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 maggie's tokyo

代表者の氏名

秋山 正子、鈴木 美穂

主たる事務所の所在地

東京都新宿区戸山二丁目三十三番 戸山ハイツ三十三号棟一二五 暮らしの保健室内

定款に記載された目的

この法人は、がん患者とその家族・友人その他ケアギバー(医療者、サポーター)など、がんに関わる人たちが気軽に訪れることができる、明るく癒やされる居場所を建設し、訪れる人が必要に応じて、病気や治療について気兼ねなく話すことができ、生きる力を取り戻せるようなサポートや、医学的知識のある友人のような相談支援をパイロットスタディとして行う。とともに、この活動の普及啓発を通して、全国のがん相談活動への支援および、がんに対する社会の理解促進に寄与することを、目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十二月十五日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人教育支援協会東京西

代表者の氏名

加藤 禮子

主たる事務所の所在地

東京都立川市砂川町八丁目八十八番地の二十四

定款に記載された目的

本協会は、日本の将来を担う子どもたちの健全な成長を目的とする団体および個人を会員とし、地域の教育関係団体や家庭を対象に、指導者の育成、セミナー活動、教育資源の研究・開発・実践の事業を行い、地域・家庭における教育力の育成、向上をはかることを目的とする。また、地域における教育や文化活動を作り出していくための活動を支援し、市民参加型の活力溢れる社会の実現を目指す社会教育活動の促進をはかることで、子どもたちの健全育成を図るための環境作りを寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十二月十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人在日セネガル人協会
- 三 代表者の氏名
DIAGNE MANSOUR (ジャーニユ マンスール)
- 四 主たる事務所の所在地
東京都渋谷区代々木一丁目八番一号 藤原ビル二F
- 五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、日本社会へのセネガル文化の紹介等を通して日本とセネガルの友好関係を深めることに務めるほか、在日セネガル人およびその日本人家族の支援・情報交換・交流を促進し、また災害時等における相互支援を行うことにより日本社会の中のセネガル人・日本人の共生をめざし、さらに世界各国の在外セネガル人ネットワークとも連携をとることにより人権擁護・平和の推進に寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年二月二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十七年二月二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 成城学園前駅ビル
- 二 店舗所在地 世田谷区成城六丁目五番三十四号

三 設置者名 小田急電鉄株式会社

四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二十八番十二号

五 変更前の設置者の代表者名 大須賀 頼彦

六 変更後の設置者の代表者名 山本 利満

七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社小田急百貨店ほか十三名

八 変更後の小売業者の氏名又は名称 エノテカ株式会社ほか十三名

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社成城風月堂ほか三名

十 変更前の小売業者の住所 世田谷区経堂二丁目一番三十一号(小田急商事株式会社)ほか

十一 変更後の小売業者の住所 世田谷区経堂二丁目一番三十三号(小田急商事株式会社)ほか

十二 変更前の小売業者の代表者名 堀 貢(株式会社成城風月堂)ほか

十三 変更後の小売業者の代表者名 堀 芳郎(株式会社成城風月堂)ほか

十四 変更日 平成二十六年四月一日ほか

十五 届出日 平成二十七年一月十四日

十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十七 縦覧期間 平成二十七年二月二日から同年六月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時まで。

時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第四項及び法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年二月二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十七年二月二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 東宝ツインタワービル
- 二 店舗所在地 千代田区有楽町一丁目五番二号
- 三 設置者名 東宝不動産株式会社
- 四 設置者住所 千代田区有楽町一丁目五番二号
- 五 変更前の閉店時刻 午後八時
- 六 変更後の閉店時刻 午後九時
- 七 変更前の来客が駐車場を利用する時間帯 午前八時三十分から午後八時三十分まで

八 変更後の来客が駐
車場を利用するこ
とができる時間帯

九 変更日 平成二十七年一月三十日

十 届出日 平成二十七年一月十六日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十二 縦覧期間 平成二十七年二月二日から同年六
月二日まで。ただし、東京都の休
日に関する条例(平成元年東京都
条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出に
ついて

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都
下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都
指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があつ
たので、同規程第七条の規定により公告する。

平成二十七年二月二日

東京都下水道局長 松 田 芳 和

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年 月日	指定番号	商号又は 名称	新事業所 所在地	旧事業所 所在地
平成二 十六年 十二月 二日	二九六一	株式会社 創進設備	中野区上高 田一丁目三 十五番一号	中野区中野 五丁目二十 四番十一号
同月三 日	〇六三七	有限会社 新宿区西新	新宿区西新	新宿区西新

日 細谷工業 宿四丁目九
番十四号 宿五丁目八
番一号

同月十
五日 大川工業 町田市原町
田二丁目三
十二番十八
号 町田市高ヶ
坂千九番
地一 コー
ポ松業一〇
一

同月十
七日 株式会社
ファミリ
ー水道設
備 杉並区桃井
三丁目十番
一号 二一
〇号室 杉並区上荻
三丁目二十
九番十三号
第二佐渡
アパート一
〇二号室

同日 株式会社
鈴木設備
工業 練馬区下石
神井二丁目
三十四番十
二号 フレール
西経堂三〇
四号室

平成二
十六年
十二月
十九日 有限会社
後藤工業 狛江市猪方
二丁目十五
番十七号 世田谷区桜
丘五丁目二
十一番四号

同日 株式会社
エプロ 墨田区太平
四丁目一番
三号 オリ
ナスタワー
十二階 足立区千住
仲町四十一
番一号 三
井生命ビル
四階

二 代表者を変更した事業者

受理年 月日	指定番号	商号又は 名称	新代表者名	旧代表者名
平成二 十六年 十二月 五日	四一九七	株式会社 トライ・ テック	中村富士代	中村 隆史
同月十 日	三三二〇	有限会社 町田眞由美	町田 和夫	町田 和夫

二日 丸和建设
工業

同月十
九日 有限会社
後藤工業 後藤 浩孝 後藤 三秋

同月二
十四日 株式会社
田治 榊原 隆幸 吉田良三郎

同月二
十五日 株式会社
エスエス
住宅設備 酒井 英希 鈴木はつ子

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九
号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者
を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業
者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七
条の規定により公告する。

平成二十七年二月二日

東京都下水道局長 松 田 芳 和

一 指定した事業者

指定番号	商号又は 名称	代表者	事業所所在地
五二二四	石崎工業 株式会社	石崎純一郎	青梅市今寺四丁目十 一番地の十九
五二二五	秋山商会	秋山 智彦	板橋区成増二丁目二 十九番八号 ファミ ール成増一〇三
二	指定年月日		平成二十七年一月二十日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002